



「第52回指定都市市長会議」の開催結果について

7月5日（月）に、指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、「第52回指定都市市長会議」を開催しました。

指定都市市長会議において採択された提言

- (1) 企業拠点の地方移転を更に促進するための指定都市市長会提言
 - (2) 多核連携型の国づくりに向けた産業・都市政策に関する指定都市市長会提言
- ※詳細については、添付資料を御参照ください。

指定都市市長会議において決定した事項

- (1) ワクチン接種に関する課題等について意見交換した内容を踏まえ、ワクチン接種の円滑・迅速な実施に向けて、早急に国への要請を行うこと
- (2) 今秋に実施が予定されている衆議院議員総選挙に向けて、各政党の選挙公約に指定都市市長会としての主張が的確に反映されるよう、各政党に要請を行うこと

総務大臣との意見交換

多様な大都市制度の早期実現に向けて、次の2点について武田総務大臣と意見交換を実施

- (1) 速やかに特別自治市の制度化に向け議論の加速化を図ること
- (2) 地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること

裏面あり



<指定都市市長会議の様子>

※写真データを希望される方は、下記の問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

政策局大都市制度推進本部室広域行政課長 安形 和倫 Tel 045-671-2108

企業拠点の地方移転を更に促進するための指定都市市長会提言

新型コロナウイルス感染症の影響によって、東京一極集中の課題が浮き彫りになり、企業の地方移転の機運が高まっている。「経済財政運営と改革の基本方針2021」においても、「企業の本社機能の移転等に向け、地方拠点強化税制の活用促進を図る。」とされたが、東京一極集中の是正を図り、地方創生を確実なものとしていくためにも、企業拠点の地方移転を強力に後押しする制度が必要である。

平成27年8月に創設された地方拠点強化税制については、令和2年度税制改正により、税額控除の拡充及び適用要件の一部改正が実施され、地方における質の高い雇用の場の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことや、地域経済の生産性や付加価値の向上を図ることが期待されている。しかし、同制度の支援措置の認定を受けた事業の実績は、目標値を大きく下回っており、指定都市区域においても未だ活用実績が少なく、制度は十分に活用されていない。

一方で、企業が東京に本社を置いている理由としては、取引先や関連企業の多さなど業務運営の利便性や雇用環境が充実していることが挙げられており、地方においてこれらの環境を整えることが企業拠点の地方移転の促進につながるものと考える。

については、指定都市が地方創生と経済再生を牽引する役割を果たし、東京一極集中の是正及び人口減少に歯止めをかけるため、地方拠点強化税制を継続するとともに、制度の更なる拡充を図るべきである。

また、地方における業務運営の利便性向上や雇用環境の充実に資する新たな対策を検討するなど、企業拠点の地方移転を促し、地方創生が成し遂げられるよう下記のとおり提言する。

記

(地方拠点強化税制について)

- 1 令和4年3月31日までの適用期限を延長すること。
- 2 指定都市をはじめとした地方自治体、経済団体や企業の意見を十分に聴きながら、支援内容や適用要件を大幅に見直し、東京都からの本社機能の移転につながる実効性のあるものとすること。

- 3 移転型について、東京 23 区だけではなく、東京都から本社機能を移転した場合も制度の対象とすること。また、移転型及び拡充型のいずれも、三大都市圏を優遇措置の対象とすること。そのうえで、過疎地域に準ずる地域など、特に配慮が必要な地域に対し、更なる優遇措置を講ずること。
- 4 雇用増加を伴わない本社機能の移転の場合は制度を利用できないなど、雇用要件が制度適用の大きな障害となっていることから、雇用従業員増加数や東京 23 区からの転勤者数に係る認定要件を弾力化すること。
- 5 オフィス減税の適用対象はオフィスの新設又は増設に限定されているが、オフィスビルの賃貸によって本社機能を移転する事例が非常に多いことから、オフィスビルを賃貸で利用する場合も適用対象とすること。また、雇用促進税制の税額控除を大幅に拡充するとともに、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること。

(新たな対策の検討)

- 6 企業拠点の地方移転に当たっては、取引先や関連企業との継続的な関係性の構築など、業務運営の利便性が重視されることから、国において、企業拠点の地方移転に伴い生じるコスト（移転先での取引先や関連企業の構築など）について、支援する仕組みづくりを検討すること。
- 7 また、コロナ禍を踏まえたテレワークの活用がキーとなることから、地方創生テレワーク交付金の対象地域の追加及び内容の更なる拡充など企業の地方移転に伴うシステム構築に対する支援を充実させること。

令和 3 年 7 月 5 日
指 定 都 市 市 長 会

多核連携型の国づくりに向けた産業・都市政策に関する指定都市市長会提言

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策においては、事業者支援等を柔軟かつ機動的に展開するに当たって、指定都市と道府県の間の役割分担を含む様々な課題が改めて浮き彫りになった。そのような中で、各地方の拠点としての総合力を有する指定都市が産業政策等を一元的に担うことは、東京以外にも個性と魅力を競い合う複数の経済圏が発展し、わが国全体の成長をけん引する多核連携型の国づくりにつなげる有効な方策の一つであり、従来からの指定都市制度や特別区設置制度に加え、指定都市市長会が提案している特別自治市制度を早期に実現することによって、各指定都市が多様な大都市制度の中から自らに相応しい大都市制度を選択できるようにすることで、東京一極集中の是正や少子化の改善等が図られ、国民全体の豊かな生活環境の実現も期待される。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、テレワークの普及や自宅周辺での活動時間の増加、ワークライフバランスの重視など、人々の価値観や行動様式が変化しており、それに伴い業種等によって経済回復が二極化（K字回復）する傾向も見られつつある。

このような中、感染拡大を抑えつつ雇用や事業を支えることに加え、デジタル改革やグリーン社会の実現など、ポストコロナに向けた経済構造の転換が重要となる一方、足下ではデジタル人材の全国的な不足などがわが国全体の成長にとって大きな制約要因となっており、労働移動やリカレント教育によって必要な人材の不足を解消し、更には新卒一括採用等の日本の雇用慣行を一部見直していくことも求められている。

さらに、都市政策のハード面では、新型コロナウイルス感染症に伴う価値観や行動様式の変化がスマートでゆとりある都市空間へのニーズにつながっており、各都市において必要なオープンスペース等を整備することが、市民の生活の質や都市ブランドを向上させるだけでなく、東京から移転する人材等の交流スペースや自宅以外のワークプレイスの確保にもつながるものである。

このような基本的な認識の下、指定都市が今後の多核連携型国土における拠点として必要な役割を果たしていくことができるよう、以下のとおり提言する。

1. 多様な大都市制度の実現による産業政策の一元化等

多核連携型の国づくりに向けて企業や人材の拠点となるべき指定都市が産業政策等を機動的かつ一元的に実施することを可能にするため、従来からの指定都市制度や特別区設置制度に加え、指定都市市長会が提案している特別自治市制度を早期に実現することによって多様な大都市制度を実現し、各指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択して産業政策等の一元化を含む最適化を図ることができるようすること。

2. デジタル人材の確保・育成等

ポストコロナに向けた経済構造の転換に対応するため、全国的に不足するデジタル人材の確保・育成や東京への偏在の是正に向けて、円滑な労働移動のためのリカレント教育を含む産業教育や職業訓練の充実、副業・兼業の促進等を行うこと。

3. 東京から地方への労働力移転の促進

雇用の流動化やテレワークの普及による東京からの労働力移転の促進に向けて、業務内容に応じた開放型・ジョブ型への雇用形態の転換、新卒一括採用の見直し、中途採用者の待遇改善等の促進を図りつつ、地方への労働力移転の促進に主眼を置いた仕組みを構築すること。

4. イノベーションの促進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う価値観や行動様式の変化を捉えたスタートアップ創出や業態転換を促進するため、各指定都市がイノベーション・ハブなどの企業支援拠点を自ら設置・運営する場合や民間による設置・運営を支援する場合等に財政支援を行うとともに、デジタルやグリーンといった成長分野を伸ばすための更なる規制改革や財政支援を行うこと。

5. スマートシティの実現

スマートシティの整備を加速するため、分野横断的に様々なデータを流通させるデータ連携基盤などの仕組みを国において整備すること。特に、携帯電話等端末の位置情報等を匿名化したビッグデータについて、自治体等がエリアマネジメント等に活用できるようにすること。

6. ゆとりある都市空間の実現

緑豊かなオープンスペースの確保に対する更なる財政支援・規制緩和やコンパクトシティ形成のための住宅税制の重点化を図るなど、魅力ある都市空間の整備に向けた各種施策を推進すること。

令和3年7月5日
指定都市市長会